

処分の種類	指示処分
処分年月日	平成 <b>29</b> 年 <b>12</b> 月 <b>14</b> 日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	マックスインベスト有限会社 (法人番号 <b>8120902012957</b> )
代表者	馬場 敏郎
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(3)第 <b>50131</b> 号 平成 <b>25</b> 年9月 <b>10</b> 日
主たる事務所の所在地	高槻市
<p>処分等の理由</p> <p>大阪府中央区所在の建物の賃貸借契約において、被処分者には次のとおり法に違反する事実があった。</p> <p>1 賃貸借契約締結前に媒介報酬を受領した。 このことは、業務に関し取引の公正を害する行為として、法第<b>65</b>条第1項第2号に該当する。</p> <p>2 重要事項説明書に抵当権の詳細、賃貸保証料、契約事務手数料を記載していなかった。 このことは、法第<b>35</b>条第1項の規定に違反し、法第<b>65</b>条第1項に該当する。</p> <p>3 重要事項説明書を重要事項説明後に回収し、契約後に借主へ交付した。 このことは、業務に関し取引の公正を害する行為として、法第<b>65</b>条第1項第2号に該当する。</p> <p>4 法第<b>37</b>条第2項に規定する書面において、賃貸保証料、契約事務手数料を記載していなかった。 このことは、法第<b>37</b>条第2項の規定に違反し、法第<b>65</b>条第1項に該当する。</p>	